

意見書案第 3 号

地方財政の充実・強化に関する意見書について

地方財政の充実・強化に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 3 年 6 月 1 8 日 提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

地方財政の充実・強化に関する意見書

新型コロナウイルスにより、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる骨太方針 2018 に基づき、2021 年度の地方財政計画までは、2018 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022 年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

よって、国においては、2022 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すため、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、確実な財源措置を図ること。
3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充を図ること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。
4. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止することや、地域でデジタル化に対応する人材育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。
5. まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている 1 兆円について、引き続き

同規模の財源確保を図ること。

6. 会計年度任用職員制度について、法の主旨に基づいて当該職員の処遇改善が求められていることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を確実に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。
7. 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
8. 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。
また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
9. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
10. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月18日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
内閣府特命担当大臣(地方創生)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、
衆議院議長、参議院議長

意見書案第 4 号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
について

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を次の
とおり提出するものとする。

令和 3 年 6 月 1 8 日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、植えて育てて、伐って使って、また植えるといった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。さらに、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要です。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT 等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 6 月 18 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、衆議院議長、
参議院議長

意見書案第 5 号

コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書 について

コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 3 年 6 月 1 8 日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書

日本農業をめぐるのは、T P P 11 や日米貿易協定など大型貿易協定が相次いで発効される中、今通常国会においては R C E P の承認案が可決され、早期発効を目指しています。特に、R C E P の加盟国には脅威となる中国と韓国も含まれ、さらに、米国との追加交渉が今後懸念されるなど、農畜産物の一層の市場開放を求めてくる可能性が高く、重要品目を抱える本道農業への甚大な影響が危惧されています。

新型コロナウイルス感染症においては、感染拡大による各種イベント事業の中止や飲食業の利用者の大幅減、インバウンド需要の落ち込みなどにより、地域経済への打撃が深刻化しています。また、農業においても、米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖などの需要が大幅に減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務となっています。

なかでも、米においては、家庭需要の伸びなどで、道内食率が前年度の 86% から 88% に向上しているものの、コロナ禍による中食・外食産業の大幅な消費減少に加え、主産地の豊作により滞留在庫が深刻化し、価格が下落傾向にあるため、今年産の作柄次第では米価暴落の恐れがあります。

加えて、コロナ禍の終息が見えない状況下において、第 1 次産業を主としている北海道にとって、今後も農畜産物への影響が続くと関連企業の縮小・倒産など、地域経済にも大きな損失を与えます。

よって、国においては、農業者が本年度以降も安心して営農を継続できるよう、新型コロナウイルス対策の強化や米価暴落を防ぐ緊急対策を図るとともに、地方自治体への対策関連予算を十分確保し、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない中、一層のインバウンド需要や観光事業の低迷、飲食業の利用客の落ち込みなどで、地域経済への影響が今後も懸念され、地域社会全体への影響は必至なことから、経済を活性化する対策の強化とともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応を図ること。
2. コロナ禍による中食・外食需要の減退で農畜産物等の消費が大きく落ち込み、在庫の積み増しが深刻化している。特に、米の需要減少分を子ども食堂等への支援、O D A を活用した援助、政府備蓄米の追加買い上げなどの緊急対策を講じ、米価暴落を防ぐとともに、農畜産物需要の喚起を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 6 月 1 8 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長

意見書案第 6 号

米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書について

米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 3 年 6 月 1 8 日 提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書

米をめぐるのは、人口減少による消費減退が避けられない中、コロナ禍で中食・外食需要が減少し、主産地豊作も相まって滞留在庫が深刻化しています。加えて、国が示す適正生産量の対前年比減産幅約 36 万トンに対し、各県の農業生産協議会が設定した目安の合計は対前年比 20 万トン減にとどまっており、本年産米の作柄次第ではより一層の米価暴落の恐れがあります。そのようなことから、北海道は主食用米を飼料用米等へ転換する緊急対策を実施しますが、一方で現状を顧み需要に応じた生産を行わない県があるなど、不公平感を抱かざるを得ない状況です。

あわせて、2018 年産からの新たな米政策改革による生産者主体の需給調整手法が開始され 3 年が経過しましたが、国が毎年示す定期性生産量と各県の作付け動向との乖離が大きく、需給調整が十分に果たされていません。また、そのことで米価が不安定さを増してきていることから、食糧法の主要食糧の需給及び価格の安定に照らし合わせても、需給調整が機能する制度を国が構築する必要があります。

よって、国においては、稲作農業者が次年度以降も安心して経営を継続するため、需給改善に向けた対策を緊急に講じるとともに、米政策の検証及び見直しを図り、国が責任を持って需給対策の役割を果たせるよう、下記事項について強く要望します。

記

1. 新型コロナウイルス感染症等の影響により、業務用米などの消費が大きく減少し需給が緩和していることから、需要減少分に対しては国が政府備蓄米を追加で買い上げるなど市場隔離等を行うこと。

また、政府備蓄米を学生などの生活困窮者や子ども食堂などへ支援の拡充、ODA を活用した援助等に利用するなど、国民の理解が得られる運用改善を図るとともに、人間のエネルギー源である米の消費拡大対策を早急に講じること。

2. 2018 年以降の新たな米政策では、過剰作付けや不公平感が生じており、国の関与無しで全国的な需給環境の改善を図ることは不可能であるため、早急に現状の米政策を検証するとともに、食糧法で定める主要食料の需給及び価格の安定に基づき、国が責任をもって見直しを行い、実効性のある対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 6 月 18 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長